

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

○外国人労働者、146万人に 中国最多、東南アジアも増(2019/1/26 朝日新聞)

日本で働く外国人の数は昨年10月末時点で、146万463人だった。1年前と比べて約18万人(14・2%)増え、6年連続で過去最多を更新した。厚生労働省が25日発表した。人手不足に悩む企業の積極的な活用が続いており、この5年間で倍増した。4月からは外国人労働者の受け入れ拡大を目指す新たな在留資格も導入され、今後も増加が続くとみられる。

在留資格別で最も多いのは、永住権を持つ人や日本人と結婚した人などの「永住者ら」の約49万5千人で、前年同時期より8・0%増えた。アルバイトをする留学生などの「資格外活動」が約34万3千人(15・7%増)、「外国人技能実習」が約30万8千人(19・7%増)で続き、それぞれ全体に占める割合が2割を超えた。

増加率が最も高かったのは「特定活動」の35・6%増で、約3万5千人になった。特例で特定活動の在留資格が得られる建設業などで増えた。

産業別では「製造業」が29・7%で最も多かった。「サービス業」が15・8%、「卸売業、小売業」と「宿泊業、飲食サービス業」がともに12・7%を占めた。製造業で働く人の16・9%にあたる約7万3千人が、労働者派遣や請負事業所で働いていた。

国籍別では、中国が約38万9千人で最も多く、全体の26・6%をしめる。ただ、前年同時期からの伸び率は4・5%にとどまった。増加が目立ったのは東南アジアで、ベトナムが31・9%増、インドネシアが21・7%増、ネパールが18・0%増だった。技能実習や資格外活動で働く人が多いという。

○外国人材受け入れ拡大、国境越え争奪戦(2019/1/3 日本経済新聞 2019 ニュース羅針盤)

2019年は外国人労働者が増え、働く現場の風景が変わる転機になりそうだ。出入国管理法の改正で外国人

労働者の受け入れは拡大する見通し。だが人材獲得競争は国境を越える。日本が魅力を高める施策も欠かせない。

造船、介護、外食——。人手不足が深刻な業界は外国人材の獲得競争に直面している。

■5年で最大34万人受け入れ、企業は定着に期待

2018年12月に成立した改正入管法が今年4月に施行される。農業や介護、造船など14業種の仕事が外国人に門戸が開かれる。技能実習生は実習修了後、最長5年間の就労が可能になる。対象14業種では5年後に合計で145万人の労働力が不足すると予想され、外国人労働者の力無しではビジネスを持続できないのが実態だ。企業は法改正を歓迎するが受け入れに課題も多い。

在留資格は「特定技能1号」と「特定技能2号」がある。実習生らはまず比較的簡単な作業を担う1号となる。在留期間は通算5年間。家族の帯同も認められない。(中略)

法改正後、19年度に最大4万7550人の受け入れが見込まれる。実際はその6割がすでに働いている技能実習生からの移行だ。さらに5年間で最大で34万人を受け入れる計画で、最多は介護分野で6万人、以下に外食、建設、農業が続く。

日本は約26万人の実習生がいるとされる技能実習制度や、経済連携協定(EPA)に基づく介護職の受け入れで何とか人手不足を補ってきた。現場の実態はどうか。

日本がEPAに基づき、フィリピンの人材を受け入れ始めたのが09年。福岡県朝倉市の介護老人保健施設「ラ・パス」は10年からほぼ毎年、2人ずつ受け入れてきた。

フィリピン人職員も担当の高齢者を持ち夜勤にも入る。働いて2年になるソルマリーさん(30)は「仕事は大変だけど、楽しく働いている」と話す。彼女たちは約3年間、働きながら介護福祉士の資格取得に向けて学び、施設側は試験対策などで支援する。合格すれば日本で働き続けることも可能だ。

これまで受験した8人は全員合格し、4人はラ・パスなどを運営する社会福祉法人・寿泉会の施設で働く。稲葉圭治統括本部長は「(彼女たちに)長く働いてもらいたい。人材の奪い合いで選ばれる国にならないといけない」と語る。企業は外国人との共生に向け、強い危機感で対策に取り組む。

**○ <外国人材 @ 京都> 介護業 貴重な戦力
(2019/1/19 読売新聞)**

◇日本語と文化の理解重要 ◇「特定技能」都市に集中懸念

外国人労働者の受け入れを拡大する改正出入国管理・難民認定法(入管難民法)が成立して1か月余り。対象14業種のうち、最多の6万人を受け入れる予定の介護業は、高齢化に伴って人材不足が常態化しており、外国人は既に貴重な戦力となっている。

「きょうも元気そうですね」——。滑らかな日本語で車椅子の男性に声をかけているのは、介護老人福祉施設「花友いちほら」(左京区)で働くレジシロレイン・クルスさん(26)とバルサダル・ジャーシ・ゴンザレスさん(27)だ。

2人は2016年7月、フィリピンから来日し、京都市内の福祉専門学校で学びながらアルバイトとして施設で働いている。今月下旬、介護福祉士の国家試験を受ける。

2人とも母国での看護師資格を持ち、医療関係の知識はある。日本で介護福祉士を目指すのは、「日本で経験を積んで帰国してから介護施設を自分でつくりたい」(クルスさん)、「日本語教師になりたい」(ゴンザレスさん)という夢があるからだという。

当初、文化の違いから「戸惑うことも多かったが、今は入所者のみなさんの気持ちが分かるようになった」とゴンザレスさんは話す。

16年10月に来日したベトナム出身のグエン・ティ・ゴックさん(24)は舞鶴市の舞鶴YMCA国際福祉専門学校で学びながら、福祉施設でアルバイトとして働いている。

故郷の高校を卒業後、看護師の資格を取得したが、現地では働き口は多くなく、日本を選んだ。介護福祉士の資格試験は来年1月に受ける予定で、「合格して福祉施設で利用者の日常生活をサポートしたい。できれば一生、日本にいたい」と話す。

クルスさんら3人は介護福祉士の試験に合格すれば、新たな在留資格である「特定技能」ではなく、既存の在留資格(介護)で働くことができる。

高度な知識や技術が不要な特定技能では介護福祉士の資格がなかったり、日本語能力が高くなかったりしても働くことが可能になる。月額賃金(非製造業の一般職)が日本の5分の1程度(三菱UFJ銀行調べ)のフィリピンやベトナムなどからみれば、日本人と同等の賃金をもらいながら、日本で技術や技能を身に付けられることは大きな魅力だ。クルスさんは「日本で働けば学ぶことは多い。帰国しても役立つので、私たちの後に続いてほしい」と言う。

ただ、懸念も指摘される。ゴックさんは「福祉施設で働くには、日本語と日本の文化を理解することが大切。そうでなければ、利用者や施設に迷惑をかけてしまう」と話す。

施設側も人手不足解消につながると期待するが、不安視する声もある。八幡市の社会福祉法人「秀孝会」は8月頃までにベトナム人4人を雇い入れ、その後も外国人を増やしていく考えだが、幹部は「行政は何年までに何万人受け入れると発表するだけでいいが、現場はそうはいかない。しっかり一人一人育てて、環境になじませなくてははいけない」と語った。

「特定技能の場合、外国人材や受け入れる側の職場を支援する仕組みが弱い」(「花友いちほら」の外国人材受け入れ窓口法人幹部)との意見もある。技能実習制度では、国が許可した非営利法人である監理団体が、相手国の送り出し機関と連携して実習生に職場を紹介し、実習の状況を確認する役割を担っている。だが、特定技能では企業と働く人の間にそうした第三者機関はない。そのため、賃金が高い都市部に外国人材が集まり、地方の労働力不足解消にはつながらないのではないかとの懸念もある。

一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1
VORT 半蔵門ビル 6階
TEL : 03-6666-8163 FAX : 03-3221-4717
E-mail : zen-kangokaigo@jiaec.jp
担当 : 伊藤、小中

©一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会
無断複製・転載を禁ず